

弟子屈町事業継続緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、物価高騰等による影響を受けている中小・小規模事業者及び個人事業者（以下「事業者」という。）に対して北海道が実施する道内事業者等事業継続緊急支援金（以下「道支援金」という。）の交付決定を受けた事業者を対象とした弟子屈町事業継続緊急支援金（以下「町支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 町支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、道支援金の交付決定を受け、かつ、町税等に未納がない事業者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本町に事業所（町内本社に限る。）を有する法人
- (2) 本町に住民登録をしている個人事業主

(交付金の額)

第3条 町支援金の額は、次の各項に定める金額とする。

- (1) 前条第1号に該当する交付対象者 10万円
- (2) 前条第2号に該当する交付対象者 5万円

(支援金の交付申請)

第4条 町支援金の交付を受けようとする者は、事業継続緊急支援金交付申請書（別記様式第1号。以下「支援金申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 町税及び本町の各種使用料等に未納がないことを証する書類
- (2) 事業継続緊急支援金請求書（別記様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項第2号に規定する町税及び本町の各種使用料等に未納がないことを証する書類は、支援金申請書中の申請に必要な関係公簿等の確認に同意があれば添付を要しない。

(交付の可否の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付を決定したときは、原則として通知は行わないものとする。なお、交付しないことと決定した場合は、当該申請者に事業継続緊急支援金不交付決定書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

(取消し及び返還)

第6条 町長は、次の各号の一に該当するときは、当該交付対象者に対して、交付事業の取り消し及び支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 道支援金の支給決定が取り消された場合等、申請要件に該当しなくなったとき。
- (2) この要綱または町長の指示に違反したとき

(町長への委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

事業継続緊急支援金交付申請書

年 月 日

弟子屈町長 様

申請者 住 所

名 称

代表者

印

事業継続緊急支援金の交付を受けたいので、弟子屈町事業継続緊急支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金申請額

金

円

同意	申請に必要な関係公簿等の確認に同意します。	名 称 代表者	印
----	-----------------------	------------	---

町使用欄

関係公簿を確認し、町税等に未納がないことを確認した。			
日 付	税務課	水道課	観光商工課
/			

別記様式第2号（第4条関係）

事業継続緊急支援金請求書

年 月 日

弟子屈町長 徳 永 哲 雄 様

住 所

氏 名

印

下記の通り請求いたします。

請求金額			0	0	0	0	円
------	--	--	---	---	---	---	---

但 弟子屈町事業継続緊急支援金として

別記様式第3号（第5条関係）

（記号）第 号
年 月 日

様

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

事業継続緊急支援金不交付決定書

年 月 日付けで申請のあった事業継続緊急支援金につきまして、下記の理由により交付しないことと決定いたしましたので通知します。

記

不交付の理由

（観光商工課 商工振興係）